

しかしんプラス契約規定新旧対照表

改訂前	改訂後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 20 条(規定の変更)</u> <u>1.この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、信用組合のホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
<p><u>第 20 条(合意管轄)</u> 本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額等のいかんにかかわらず <u>申込者住所地又は、信用組合本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</u></p>	<p><u>第 22 条(合意管轄)</u> 本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額等のいかんにかかわらず <u>信用組合本店または申込者が取引している信用組合の支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</u></p>